

改訂版原案に対する各委員からの追加指摘事項及び対応案等について

追加指摘事項等

対応

青山委員	付属資料⑦の業績一覧の文献等は更に精査が必要。	ご意見をふまえ、学術雑誌掲載分(印刷中を含む)について掲載する等、整理した。
有田委員	図3 野生生物・生態系の観察概念図の継続的データ蓄積のところに、リスクコミュニケーションを書き加えてほしい。	本文の修文とともに図3に修正を加える中で、リスクコミュニケーションを含め継続的データ等を記載していた部分は削除した。本文では、一般市民や子どもの参加により関心・興味が養われることが期待されることは記載しており、(7)リスクコミュニケーションの取り組みとも関係が深いものと考えている。
井口委員	基本的な考え方から基盤的研究の部分に修文あり。(資料3別紙1)	II 1. 基本的な考え方に、生物個体(群)の文言追加、発生途上での影響が成体となって顕在化する可能性等、ご意見を取り込ませていただいたうえで修文した。
森田委員	化学物質のヒトへの暴露状況の把握の必要性について記載すべき。	基盤的研究の②個体レベルのところ疫学的調査のあり方について検討を進める旨を記載した。
山口委員(資料3別紙2)		
第2次案での対応 ページ、項目等 行番号等		
全体に対し	原案に記載するに至った理由、背景、状況の紹介に関する見解がない。	ご意見をふまえ、Iこれまでの取組みに、取組みから得られた課題を記載。
全体に対し	自己評価クライアント(重要性、優先順位、長期的取組みか短期的取組みか)に係るWGの議論が反映されていない。	・(第8回改訂WG事務局回答) 検討内容をもとに、柱立てを行った。
1	タイトル 戦略計画書であることを明記すべき。	これまでの内分泌攪乱化学物質から、化学物質の内分泌かく乱作用とし重心を若干広げている。同じタイトルを付ける必要はないと考えている。対応方針という意味では何ら変わっていない。サブタイトルは未定。
3	4～ そもそも内分泌かく乱作用の何に着目したのか全く紹介されていない。	Iこれまでの取組みの1. 基本的な枠組みの中で、現行SPEED'98での認識を記載し、そもそもの着目点を紹介する記述を追加した。

4	7～	これまでの取り組みに、これまでの取り組みに対する評価を記載すべき。	ご意見をふまえ、これまでの取り組みの項目ごとに、取り組みから得られた課題を追加記載した。
5	表1-1	検出物質数や○×だけでなく、検出頻度、濃度範囲等を示し、その意味を示すべき。	濃度範囲を記載した表は、付属資料に掲載予定。(作成中)
6	3～18	メダカの試験の記載で、可能な限り具体的な試験条件を記載すべき。	メダカ試験もラット試験も詳細な条件については付属資料④にて記載した。
6	13	メダカの試験の記載で、影響がなかったとする陰性情報も記載すべき。	ご意見をふまえ、追加で陰性情報を記載した。
16	4	基本的な考え方で、ヒト影響も含めどう考えているのか。課題、必要な取り組みなどがわからない。ヒトと生態系の位置づけや環境省としての取り組みの見解を記述すべき。	基本的な考え方に、関係省庁との役割分担をふまえ「環境省では主として環境保全の観点から取組む立場」との記載を追加した。
15,21	全体	基本的考え方で、内分泌かく乱作用や化学物質による影響のみに焦点を当てた認識ではないはず。	ご意見をふまえ、「変化のどこまでの範囲を正常とみなすのか」等の修文を行った。また、たとえばⅡ(3)基盤的研究の推進では、「基礎的な生物学的知見から、化学物質との関連性が示唆された場合には、内分泌かく乱作用も視野においた検討を進める」との記載をするなど、ご指摘の趣旨をふまえた表現を取り入れた。
15	11	生態系への影響は実験によって検証できない、と言い切ることに疑問がある。	「困難である」との表現に修文を行った。
15	21	「内分泌かく乱作用は…ひとつの可能性があり」は意味不明。「内分泌系による生体の調節機構を乱すというメカニズムによって、化学物質が有害な影響を及ぼす可能性については考えられることであり」ないしは「内分泌攪乱作用とは化学物質が持つ様々な生体への作用が有害影響を発現させる可能性を指すのであり」であろう。	当該部分については、井口委員からの修文もあり、化学物質対策においては化学物質の様々な作用の一面としてとらえる視点が重要である、と修正した。
1,16	P1のL17	内分泌かく乱を含む化学物質のリスク対策の困難さについて云々する前提として、内分泌攪乱化学物質の定義を明確にすべきである。	定義については、平成15年5月に政府見解が出されており、その内容をはじめにで記載した。

16	4	基本的な考え方で、各省庁の役割分担を明確にすべき。特にヒト健康影響は厚生労働省との連携は重要になってくる。	II (7) 情報提供とリスクコミュニケーションのみでふれていたが、ご意見をふまえ基本的な考え方に追加記載した。
15	6	野生生物に記載されている化学物質対策の原点である、との表現は基本的な考え方で表明されるべき。	ご意見をふまえ、基本的な考え方の冒頭の部分にて追加。「野生生物における異変の把握は…生態系を視野においた化学物質対策の原点である」と記載した。
17	14	異変が検出できていないとの指摘があり、となっているが、正常とはなにかを知る知識を欠けていることが問題だとあらためて記載すべき。	当該部分は貴見をもとに修正。なお、正常となにかの記載については、基盤的研究の部分にて記載した。
17	削除	枠組みという記述が曖昧。図3は調査するという仕組みにしか触れていないので、枠組みの一部しか網羅していない。	当該部分は、前指摘事項の修正に伴い削除した。
17	14	野生生物の観察のところの記述は、はじめに化学物質ありき、の発想から脱却していない。原因はともかく、かけがえのない環境の保全に資すべく、異常や異常の前兆をとらえる、という意味から生態系の観察が必要。その一部として化学物質の寄与についても、という冷静なスタンスが必要。	当該部分は、修文案をもとに修正した。
18	2	専門家による調査体制の確立が最重要であると書くべき。	専門家による調査は基盤的研究にて実施すると位置づけII (3) に記載した。
19	2～	(2) 環境中の濃度の実態の把握及び暴露の測定で、事業の実施主体は誰なのか。どう拡充していくのか記載がない。	本方針の事業主体は環境省であり、ご指摘の部分だけあえて明記する必要はない。また黒本調査の体系に組み込まれることで拡充される。
19	2	残留性の問われるものだけが対象か。	必ずしも残留性が問われているものだけではない。環境中の残留実態を把握、を、環境中の濃度実態を把握、に修文した。
19	9～ 10	「…内分泌攪乱作用を含め何らかの有害性が懸念される化学物質であるにもかかわらず、…」との記載は奇異である。「ここでいう何らかの有害性」とは、臓器毒性なり、致死性なり、「標的や機能への影響が明確である(あるいは懸念される)」ことを指す。「有害性の懸念すらいまだ不明確ではあっても」という「将来の備え」という発想をベースに記載する記載であるべきで、これらをいっしょにして考えることは黒本調査の資源を誤った方向に導く可能性があると考え。将来的な懸念を前提にすれば、「…環境中に存在する化学物質は数万種に及ぶといわれているにもかかわらず、環境中の濃度や曝露実態が明らかでない物質が数多くあり、…」という記載でリスク評価の目的に向けての方針は十分表現されていると思われる。	貴意のとおり本文にて修正を行った。
19	34	「特定の地域での詳細な把握は困難」であることを推計の理由にするのは認識が短絡的でおかしい。「特定の地域においては詳細な把握は可能である」が、「全ての地域を詳細かつ永続的に調査しつづけることには限界がある」のである。	詳細な濃度変化等を実測することは困難である、との趣旨である。特定の地域…との部分は修正した。

20	10	高感度の分析法のみを追求することが重要なのではない。分析法の開発において求められるものをきちんと認識すべきである。感度だけでなく、特異性、再現性、簡便さ、コストなど、多種あるはずの問題意識が全く出てこない。	再現性、簡便さ等の点について修文した。
20	11	分析方法の必要性については、環境実態把握のためのみでなく、今後実施される種々の毒性学的評価における投与（実曝露）量の把握にも資する事ができる旨を追記してはどうかと考える。	ご意見をふまえ「暴露（投与）量の把握に資するため」について修文した。
20	2～14	基盤的研究の対象となる生物種（対象材料）に対する見解がほとんど記載されていない。どの生物種の何が今問題なのか、今やりつつあることの整合性（一部はすでに実施中であるはずであり今後の展開は？）、どのようなメカニズムに注目しているのか等々、これまでの議論を踏まえた記載（課題の抽出、絞込み）が最も期待される項であり、現状の記載は非常に曖昧である。時間的な見込みについても記載が必要（全般的意見参照）	①の野生生物の生物学的知見の収集は、Ⅱ（1）野生生物・生態系の観察とリンクしており、Ⅱ（1）で当初はメダカを対象に着手することを記載している。また、①～④については、たとえばマイクロアレイの必要性等についてご意見をふまえた修正を行った。
20	16	生物種に関する基礎知見の重要性が大きく述べられているにも関わらず、最初に「マイクロアレイ」という技術論がある。免疫系や神経系についてはこうした基礎知見の状況についての認識が述べられていない。	Ⅱ（3）基盤的研究では、①として野生生物に関する異変等知見の収集を一番目の項目とする修正を行った。 免疫系、神経系については、現段階での直接のターゲットとは考えていないが、項目としては記載の必要があると考え現在の修文とした。
20	4	「まず…」で始まるこの認識に対して、結論すべきは、9～10行目ではない。内分泌攪乱というメカニズムによるものか否かではなく、異常があった場合、「基礎的な生物学的知見から、その異常発現のメカニズムは何かを把握することに役立つ」という認識が先にあるべき。	ご指摘の部分は、「化学物質との関連性が示唆された場合には」等、修文した。
23	22	「…集積で得た知見から、…開発することが必須である。」試験で評価すべき生体反応を適切に反映するバイオマーカーが必要であり、異常を評価するための基本的な知見の集積がこの点でも求められる。こうした知見の集積があつてこそバイオマーカーの生物学的・毒性学的意義が明確になり、真に有用なマーカーとして利用できることとなる。	Ⅱ（3）基盤的研究の当該指摘部分は前後の修文の兼ね合いから削除したが、④試験法に資する基盤的研究でご指摘をふまえ修文した。
22	16	DNAマイクロアレイ：なぜこの技術を取り上げて推進すべきと考えているのか、その技術の有用性や限界点の考察、解決すべき課題などの記載が一切ない。	ご提案いただいた修文をもとに、なぜこの技術を取り上げるのか、有用性、解決すべき課題など修文した。
22	14	マイクロアレイの対象材料として、何を考えているのかをある程度明確にすべきである。	マイクロアレイの記述について修文した。
23	4	受容体結合後の生物反応と、化学物質の体内動態が渾然一体となって記述されている。受容体結合性だけではない注目点をきちんと認識すべき。非受容体性の生態統御メカニズムに関する話、化学物質のADMEそのものの検討…等々。	ご指摘のとおり、受容体結合性ではない注目点も今後必要となる観点であり、追加で項目だてて記載した。本文においてもADMEの検討の記載を修文した。

22	5	内分泌系を介した作用に、神経毒性、免疫毒性に限って記載していることの意味を記載すべき。	ご指摘の部分に続く部分に追加修文した。
23	22	「…バイオマーカーを探索し、それらを用いた試験法開発を行う。バイオマーカーがもつ生物学的意義についても検討する。」とあるが、「バイオマーカーを探索し、マーカーがもつ生物学的意義について検討し、そのマーカーを用いた試験法の開発を行う。」である。	ご意見のとおり記載順番を変更した。
23	29	O E C Dへの協力について、具体的な方針を記載すべき。	得られた科学的知見については、環境省から提供できる部分は積極的にOECD等へ提供する。おわりにの部分で記述した。
23	29	2002年に東京で開催されたEDTA6では、目的に応じた試験の段階分けが実施されており、どの段階の試験をもって内分泌かく乱作用を推察するか、「証拠の重み付け」をするのか、対策発動の根拠とするのか（たとえば、野生生物に関してはpopulation?）の考え方を環境省としてどう捉えているのかを記載すべきである。	ご指摘の段階分けについては、テストとアセスメントの段階分けである。本対応方針はアセスメントのためのものではない。
22～23	削除	「複数の化学物質の影響など様々な観点も考慮しつつ、」とは、複合影響のことか？明確に記載すべき。また、「考慮しつつ」というスタンスが必要であることは理解できるが、現状、単独物質の評価すら定かにできない状況下で、この記載を行うならば、何故こうした配慮が必要なのか、どういった「考慮」を行うのかについても記載すべきである。	当面は物質ごとの取り組みを行うことを考えており、当該記載はWHO等の取り組み事項から抽出された課題であり原案では記述していたが、前後の修文の関係からも削除した。
22	22	疫学的手法のあり方については、花岡委員が指摘のとおり、すでに方法論としては確立している。方法論に則った適切な実施体制、資源の投入、人材の確保などが無いことが問題なのではないのか？ 何が問題かを示すべき。	問題点をふまえ、修文した。
25～26	図6	（４）影響評価やフロー図は、魚類への影響を優先的に評価するとの方針が示されているので、魚類に関する記述に限定すべきである。さらに影響評価（ハザード評価）のみに留まらず、曝露評価を行い、リスク評価を完結させて、被験物質の評価がいつまでも未了のままにならないようにすること。	必要に応じてほ乳類も試験対象となるため、魚類に限定することはできない。ご指摘のリスク評価の部分は図の範囲外となる。
23,27	3～18	「当面は魚類に資源を集中」ということを前提としても、ここに記載すべきは、「魚類に対する影響評価手法を国際的な整合性を考慮しつつ、至急確立する必要がある。」という認識を示すべき。試験法開発と個別物質の影響評価の話が混在している。	試験法開発はⅡ（３）基盤的研究で、影響評価はⅡ（４）で、との棲み分けとしている。それに伴い、記載内容を変更した。
25	13	「広く生態系」を重点に考えるのであれば、魚類に絞り込むことを述べる前に、「生態系を評価するためにはどうすべきかの検討」をまず実施すべき。	Ⅱ１．基本的な考え方では、生態系を評価することは困難であり実験によって生殖影響を調べ生態系への影響を推定するとの考え方を示している。
25	3	「大きな役割があった」については、どんな「役割」かを明確にすべきである。	リストアップしたことで具体的な試験が進み、科学的知見を集積することができたと考えている。

25	5	「…新たな科学的知見の集積により対象とすべき物質の選定は対象からの削除を含め絶えず更新し続ける必要があり、…」である。	「追加」「削除」は「リスト」が前提の考え方である。しかし、本方針ではリストに代えて図6を示したため、同様の議論の余地はない。
26	図6	表題が「検討物質選定の流れ」となっているが、実際には単に「物質選定の流れ」だけではなく試験対象物質に対する「評価フロー」を包含しているのであるから、「検討物質の評価フロー」とでもするほうが適切。	評価を含んでいるとの貴見をふまえ、タイトル等を「…に関する検討物質選定と評価の流れ」と修正した。
26	図6	「魚類への影響」が報告されているものに絞るのか？ヒトへの評価の考え方と、物質選定フローの考え方をどのように整合させているのか不明であるばかりでなく、何を野生生物の「指標」として評価するのもまったく明確でない。	物質選定と評価流れの図6については、具体的な詳細は、当然、今後設置し公開で開催される検討の場で行われるべきである。しかし、文献評価によりヒト、ほ乳類への懸念がある場合は、魚類と並行または単独にほ乳類の試験を実施する。 図6については、これまで第4回、第5回改訂ワーキングにて検討済み。
26	図6	検討物質を評価する上で、「検討（試験等の実施）」を行う流れになっているが、「試験」とは何をさすのか、「証拠の重み付け」をどのように考えているのかを示すことが必要。	同上
26	図6	検討（試験等の実施）においてどのような試験を考えているのか、その試験はどのレベルの意味を証拠の重み付けとして持っているのか、definitive試験は何かといったことを明記すべき。	同上
26,34	図6 図12	物質選定における「曝露評価プロセス」と、P17～18に示された黒本調査への統合がどのように関連するのか、しないのか、きちんと記載すべき。	曝露評価プロセスの主体は黒本調査である。検出情報の有無、使用実態の有無、情報の信頼性の確認は黒本調査で実施する。
26	図6	試験対象物質に進行する流れはあるが、「試験対象としない」流れがない。	図6にて、使用実態が認められなかった物質等流れを示している。

26	図6	「国際機関や国内外の公的機関が公表した報告書等において内分泌系への影響、生態系への影響等が懸念された物質」との一次スクリーニングに関する記載に関して、「影響」や「懸念」に対して選択の根拠とする判断基準を明確にすべきである。改訂WGで、文献情報からの選択に反対的な立場を表明しているのは、この判断基準が明確でないこと、および判断のプロセスがどのように行われるかが明らかでないことからである。内分泌攪乱性から物質を選択する発想ではなく、「PRTRや各種規制を含めた「有害性懸念」のある物質（群）の「内分泌攪乱性も」検討するというスタンスへの転換が必要である	図6については改訂ワーキングにて検討済みであるが、変更があれば議論いただきたい。具体的な詳細は今後設置し公開で開催される検討の場で行われるべきである。
26	図6	試験法が確立されない状況、試験法が確立されても結果の評価に関する考え方が整理されない状況、有害性に関する情報だけでなく、リスク評価に関する考え方が（コミュニケーションを含め）整備されない状況下で、このフローは流せないし流すべきではない。現状、最下段のカラムに入り込んだものであっても、単なるハザード評価（作用が推察されただけ）である。	図6は、改訂ワーキングにて検討いただいた。
27	1	「試験法の実施」、とは何か？「影響評価試験の実施」である。	ご意見のとおり、試験の実施、とした。
27	10	「実施されている」とされるメダカ、哺乳類試験を今後も実施するなら、試験名を具体的に挙げ、きちんとした適用フローを別途示すべきである。	ご意見をふまえ、これまで実施してきた試験名や物質数、その課題、今後検討すべき事項について追加記載した。
28	7～	総合評価上は「適当ではない」としても、「内分泌かく乱作用のリスク評価」そのものができるのか、できないのか、どうやるべきか、といった考え方が全く示されていない（一般論に代替されてしまっている）。	リスク評価を行うことは適当ではないため、どうあるべきかは議論しない。
28	3～18	「安全側に立つ評価の観点からその大部分がカバーされる高濃度側のデータによって・・・」との記述があるが、このような安易な記載は行うべきではない。曝露評価の考え方については「より安全に」をめざしたい気持ちの表明としては理解できるが、甚だ具体性を欠く表現であり、本項に敢えて明記すべきことではないと考える。「科学的に曝露評価を行う」という趣旨で十分である	ご意見をふまえ、現在の文案で誤解を与える部分を削除した。
28	3～	(5) リスク評価 (6) リスク管理にかけて「評価体制」に関する記載が全くない。社会への説明責任を果たし、リスクコミュニケーションに資するため、評価体制の記述は必要である。例えば、 ・ステークホルダーの関与、パブリックコメントなどのシステムとその活用の仕組み ・結果・成果の公表の仕組み、統一的発表・データベースの媒体・組織の設置 ・マスコミへの説明責任をはじめとして、対外的・社会的な説明責任	当面はリスク管理を行うことが必要な化学物質として該当するものはないため、具体的評価体制を記載することはできない。なお、おわりにの図13に示したとおり、公開の場で評価を行い結果については広く公開することとしている。

28	削除	「自主的な取り組みは、科学的に未解明の要素が大きく、リスク評価を行うには十分な根拠がない場合に、いわゆる予防的取り組みによることが望まれるものについて……」は全文修正すべき。自主的な取り組みに関する認識が不適切。	当該箇所は、削除した。
29～	3～	原案の全体のバランス上、(7)の項の記述が多すぎ、全体のバランスを欠く。	重要な取り組みであるとの認識の現れである。ご指摘の点をふまえ、全体のバランスを調整し文章量を減らした。また、内分泌かく乱作用に関する情報が持つ特徴については、ご提案いただいた修文を参考に修正した。
29～	6	現状に対する認識と情報提供の重要性を理屈付ける追加文を記載すべき。「かかる中、国民が理解できるように適切な説明がなされてこなかったことや、一部の関係者によっても誤解を招き、不安のみを醸成する説明がなされてきたことも指摘されよう。」	ご指摘の現状に対する認識と情報提供の重要性を示すものとして、リスク認知について追加記載した。なお、ご教示の修文案は、外部からのご指摘として別途表明される性格のものである。
29	図8	情報提供のイメージ図として適切でないと考える。情報提供であれ、コミュニケーションであれ、基本は「双方向性」「関係各セクターの相互」という概念であると考え。現状の図は、一方通行のイメージ	情報が提供されることについては、情報は一方に流れている。この図では、国民へ情報提供を進めなければいけないとの視点にて挿入したもの。双方向の概念は、リスクコミュニケーションであり、そちらの図にて概念を示している。
30	19	「わかりやすい情報の伝達に主眼を置き」との記載があるが、主眼は「伝達」にあるのではなく、「理解」にある。	文章の趣旨はご指摘のとおり。「わかりやすい情報の理解に主眼をおく」に修文。
30	図9	専門家セッションにおいても、シンポジウムにおける「情報提供と、意見交換などのコミュニケーションへの活用」について言及すべき。	図10を一部修正し対応した。
30	図9他	国際連携の記述、図は、リスクコミュニケーションにかかる話に限らない。むしろ、研究的取り組みに当たっての「基本的考え」ないしは「今後の方向性」として、別途項目立てて国際連携についてきちんと述べるべきである。	国際連携については、各取り組みにおいて重要であり各項で記載した。再掲を避けるため別途項目立てはしない。
31 付属資料⑦	2～	関係省庁間の連携、情報交換はきわめて重要である。それを推進するとの方針も誰しも異論はないであろう。であれば、付属資料として、「②国際的な動向」に続けて、国内各省庁の動向を掲載すべきであると考え。	付属資料に、関係省庁ホームページURLの紹介を追加記載した。
31	3～	産学官の協力体制、役割分担について環境省の考えをまずはきちんと述べ、官の内部連携・役割分担は別途文章をわけて記載するべきである。	基本的な考え方に環境省としてのスタンスを追加記載しているが、ご指摘の部分は、関係省庁、産学、自治体、国民の順番でそれぞれ文章を別にする修文を行った。

32	19	「…判断し、できるだけリスクの低減について検討し被害の未然防止を図る必要がある。」との記述については、リスクの程度に応じて必要なリスク対策を検討するという観点が抜けている。「不十分な情報に基づいてではあっても、あるリスクについて、深刻な影響や不可逆な影響、重大な影響に相当することを判断した上で、必要があればできるだけリスクの低減について検討し」ということ。	当該箇所は、前後の修文の関係から削除した。まずはリスクコミュニケーションのあり方を検討することから取り組むべきであると考えている。
32	削除	「コストの視野を取り入れ」との記述があるが、「コストの視点を取り入れ」、ないしは「コスト的な側面を視野に入れ」である	前後の修文の関係から当該部分は削除した。
32	削除	2000年版の記載にあった「物質リストに対する世間的な誤解」の状況に関する記述を追加すべき。6年間の事業の過程で未だ解消されない「誤解」があること、そうした誤解の解消や化学物質の評価に関する世間の理解を促進することが重要であることを本稿で謳うべきであり、その一環として、この経過を俯瞰概説する文章を入れるべきである。	ご指摘の趣旨をふまえた全体の修文を行った。当該箇所は削除されている。
32	23	円卓会議の活用は、化学物質リスク対策上のコミュニケーションツールとして異論はないが、内分泌攪乱問題に対する適切なコミュニケーションの場かという点、必ずしも適切ではない。あまりに円卓会議への期待に特化されすぎている。	・リスクコミュニケーションのあり方を検討することから取り組むべきであると考えている。 ・現に実施しているものを有効活用する意味から記載したもの。「たとえば円卓会議」と明記した。
33	11	内分泌攪乱化学物質問題に関する戦略計画ではなく、広く環境教育に関しての一例示であり、本稿にこれだけのボリュームで挿入すべき方針ではない。	これまでの記載を整理し、修文した。
34	1～	省内の推進体制（少なくとも環境省内）を再検討し、事業を効率的に進めるとともに、たえず自己・他己検証を繰り返しながら事業の方向性の妥当性をチェックする仕組みを作る、との事項を追加する。	図10に各省庁の役割を示した。事業の評価体制は、今後の推進体制に示したとおり公開の場で評価を行う検討会の設置を記載した。
34	1～	「おわりに」ではなく、「事業推進に際して留意すべき点」としてきちんと論述すべきものであると考える。	留意すべき点とすると矮小化してとらえられることが考えられる。全体にかかる重要なものとして、総括的に「おわりに」として記載した。

付属資料②	第1回改訂WG資料中に、この原案のP40以降に述べられている海外政府機関の取り組みに関するものがあったが、そうした海外諸機関の委員構成や、意見聴取の仕組みについて比較したり、取り入れるべき点や考え方を紹介すべきである。	付属資料②は、他の記載とのバランスを考え、既公開資料との重複を避け、また一般にわかりやすいものであること等を考慮し整理・修正した。
付属資料⑤	付は、付属資料とすべき。	ご意見のとおり、付については全体を付属資料に変更した。
付属資料⑤	文献評価の結果は、適切な利用を検討する必要がある。	文献評価の結果をふまえ、II今後の方向性の柱立てを行った。
付属資料⑤	文献評価の評価因子の意味について解説を加えるとどのような考え方で考察されているかわかりやすい。	基本的には、グローバル・アセスメントの環境省版日本語訳をもとに作成している。
付属資料⑤	分類のところの事業的対応、研究的対応、情報収集の区分けの意味を明確化すべき。	ご意見をふまえて修正。それぞれ、環境省として調査・研究の実施を検討すべき項目、環境省として積極的に観察・文献収集に努める項目、環境省として新たな情報が得られた時点で対応を検討する項目、に修正した。
付属資料⑤	付では、影響評価のための試験法開発についての状況（OECDのEDTAなど）についても記載すべき。	国際的な動向については、付属資料②の中でWHO、OECD、IUPAC、EU等の動向を掲載した。
付属資料⑤	付の分類とII今後の方向性が、どう関連するのか。	文献評価の結果をふまえてII今後の方向性の柱立てを行った。
付属資料⑨	年度による委員の変遷がわかる情報（過去に入れ替わりがあった委員につき）を入れるべき。研究班の時代から含めて、下部組織についてもすべて紹介すべきである。	本方針では、過去の内分泌攪乱化学物質問題検討会資料等を引用している。